

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和7年3月19日 大津地方法務局東近江出張所 登記官 河井恒祐

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項	3 地目	4 地積
第1617-2023-0055号	蒲生郡竜王町大字須恵字橋詰305番	堤	19㎡
第1617-2023-0056号	蒲生郡竜王町大字須恵字橋詰307番	堤	56㎡
5 表題部所有者として登記すべき者の住所及び名称 事務所 蒲生郡竜王町大字須恵字橋詰311番地 須恵集落センター 名称 須恵自治会			